

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 1 0 月 8 日

各都道府県 障害保健福祉主管課（室）御中  
（福祉・介護人材の処遇改善事業助成金事務担当）

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金支払事務に関する Q & A（2）について

平素より障害保健福祉の推進にご尽力賜り誠にありがとうございます。

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の支払事務に関する Q & A については、平成 2 1 年 9 月 1 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、ご質問があった件に関して別添のとおり追加の Q & A を送付いたしますので、該当する自治体におかれましては、助成金を請求する事業者に対し周知をお願いするとともに、自治体における事務処理に関して遺漏なきようよろしくお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

課長補佐 長谷部

システム係 丸谷、相澤、堀内、竹入

TEL : 03-5253-1111

（内線 : 3021）

FAX : 03-3502-0892

E-mail : syougaisystem@mhlw.go.jp

○助成金支払事務に関する要領に係るQ & A (2)

(問) 本体報酬は国保連より支払っているが、事業運営安定化事業に係る費用は国保連へ支払を委託せず市町村より直接支払っている場合、国保連より処遇改善助成金の支払いが行われる際には、助成金額の算出の際に事業運営安定化事業分が助成金額に反映されないこととなるため、どのように支払うべきか。

(答) 処遇改善事業助成金の請求・支払いは、助成金額の確認等のために基本的には本体報酬等と併せて請求・支払を行う必要があるため、事業運営安定化事業に係る費用についても事務処理上、本体報酬の支払いを国保連へ委託しているものは国保連経由で請求・支払を行うことが必要である。

しかしながら、これまでの経緯から一部の市町村等においてはこのような対応ができず、当該費用の支払いを今後も国保連経由ではなく市町村等から直接支払うこととなる場合も考えられる。

このため、このような場合の助成金の請求・支払いについてはやむを得ないため、事業運営安定化事業分以外の費用額に係る助成金の請求・支払いは、本体報酬の請求・支払いの際に国保連経由で行い、金額が反映されていない事業運営安定化分に係る助成金の請求・支払いは、事業者が事業運営安定化事業の請求を市町村等へ行う際に、併せて当該市町村経由（障害児施設給付費において給付費の支払を都道府県が行う場合は直接都道府県へ請求）で行うこととされたい。

なお、本取扱いは、移行時運営安定化事業についても同様である。

このような形態の請求・支払いの対象となるのは、今回の助成金の対象事業所が事業運営安定化事業等の対象でありかつ当該事業費の請求を市町村等へ直接行っている場合であるが、該当となる事業所に対しては請求方法等に関して事前に周知徹底を願いたい。